

三木市記者発表資料 (令和5年3月14日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 医療保険課	課長 山城千明 (内線 2391)	国民健康保険係	0794-82-2000 (内線 2338)

タイトル
他の健康保険の資格喪失日前でも 国民健康保険の加入手続きが可能に
内 容
<p>これまで、国民健康保険の加入手続きは、他の健康保険の資格喪失日以降でなければできませんでした。</p> <p>このたび運用を見直し、下記の必要な書類等が揃っている場合は、資格喪失日の2週間前から国民健康保険の加入手続きをできるようにしました。これにより、資格喪失日が休庁日の場合でも、事前に手続きをしていただくことで、国民健康保険の保険証をお渡しできるようになります。</p> <p>1 加入手続きができる日 資格喪失日の2週間前から</p> <p>2 国保加入手続きに必要な書類等</p> <ul style="list-style-type: none">・健康保険資格喪失証明書 (任意継続の方は、資格喪失予定日の記載のある保険証でも可能)・マイナンバーが分かるもの・本人確認書類 (運転免許証等) <p>3 受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none">・三木市役所 3階医療保険課窓口・三木市吉川支所 1階健康福祉課窓口 <p>4 運用を変更した日 令和5年3月13日</p>
セールスポイント
<p>月初め(特に4月)は、国保の加入手続きが多いため、窓口が大変混み合います。資格喪失日以前に必要な書類等が揃っている場合は、事前に国保加入手続きができるようになりましたので、ぜひご利用ください。</p>